

標準的な評価手順と料金に関する規程

特定非営利活動法人 福祉経営ネットワーク

標準的な事業評価の方法

- ・ 自己評価は、全職員に実施していただき、その結果を事前に分析して訪問調査の参考とします。
- ・ 事業評価では、群馬県の共通評価基準を使用します。
- ・ 訪問調査は運営管理・専門・一般の3人の組み合わせで実施します。
- ・ 訪問調査に基づき、報告書を作成・提出します。
- ・ 評価結果は、事業所および福祉サービス評価推進センターぐんまに報告します。

種別	事前説明	事業評価の方法	結果報告	評価費用
特別養護老人ホーム	・事前に施設職員に趣旨や方法を説明します。	・全職員の自己評価結果を分析後、3人の評価者が訪問調査を実施します。 ・訪問時間は約6時間です(日中)	・結果や事業改善への課題を報告書にまとめて提出します。	25万円
児童養護施設	・事前に施設職員に趣旨や方法を説明します。	・全職員の自己評価結果を分析後、3人の評価者が訪問調査を実施します。 ・訪問時間は約6時間です(日中)	・結果や事業改善への課題を報告書にまとめて提出します。	25万円
認知症高齢者GH	・事前に施設職員に趣旨や方法を説明します。	・全職員の自己評価結果を分析後、3人の評価者が訪問調査を実施します。 ・訪問時間は約6時間です(日中)	・結果や事業改善への課題を報告書にまとめて提出します。	25万円
認可・認証保育所	・事前に施設職員に趣旨や方法を説明します。	・全職員の自己評価結果を分析後、3人の評価者が訪問調査を実施します。 ・訪問時間は約6時間です(日中)	・結果や事業改善への課題を報告書にまとめて提出します。	25万円

上記以外のサービス、評価方法をご希望の方はお気軽にご相談ください。
消費税や交通費等、すべて含みます。